

知的財産権としてのデザインとTDA

桐生地域地場産業振興センター ― 専務理事 森山 亨

日本のファッション産業の名声を高めるためにTDAの知恵を結集して、本格的に取り組む時がきた!!

プロフェッショナルとしてのデザイナーのドメインに関わる難題が続出している今こそ、TDAはデザイナーのレーゾンデートル確立を踏
けて本格的に取り組む時がきたのではないのでしょうか。そのための方法としては、例えば

- ① 他産業や同じ繊維業界大手の知的財産権保護活動との連携を強化する。
- ② 判例を重ねることで法的保護の方法を明確にする。
- ③ 法律学者を交えてCGによるデザインの新規性の定義を明確にする。
- ④ 変化の激しいファッションデザインに相応しいデザイン保護制度を確立する。
- ⑤ 業界内のデザイン認定方法を研究する。 ことが大事なのだと思います。

8月29日付の日経産業新聞に、同社が行なった日本の大手製造企業
の知的財産権に関する調査結果が紹介されていました。それによ
ると、国内大手製造企業の九割以上が今後、知的財産権紛争が増え
るとみており、しかも今の日本の法制は不十分とみていると報じて
います。また特許庁が次期通常国会に提出を予定している知的財産
権侵害に対する懲罰的賠償制度の導入についても、六割を超える企
業が実際に被った損害額以上の賠償責任を認めるべきだと答えて
います。

確かに日本はテキスタイルデザインを含む知的財産権の保護は不
充分で、権利が侵害されても救済制度が不備な上に審理も遅く、
救済を求めにくい環境にあります。また裁判で勝訴しても賠償額は
雀の涙ほど、かえって弁護士や弁理士費用が嵩むことも珍しくない
有様です。これでは救済を求める気にはなれないし、保障もま
まならぬ特許やデザインを創造する意欲も湧かないので、かえ
って侵害を助長することになりかねません。

日本のテキスタイルデザイナーの地位が外国に較べて低いのも、
こうした法制と無関係ではないと思います。

さて、この調査によると繊維業界でも大手は知的財産権に関
する裁判を含む紛争を平均9.6件も抱えているようで、ようやく
この業界でも知的財産権への関心が高まりつつあるように見受け
られますが、実際はデザイン開発やライセンス契約に多額の投資
をした大手に限られ、デザインの現場で見る限り、個人や中小企
業レベルのテキスタイルデザイン保護の問題は、未だほとんど手
つかずの状況です。

せめてデザインで海外と差別化し、住み分けの場を探そうと必
死に努力を重ねているテキスタイル産地でも、苦心の末やっと開
発した織屋の自信作見本が、取引先の手によって工賃の安い他
産地や競争業者に持ち込まれてしまうケースが今後も絶たない
有様です。開発力の優れたテキスタイル産地は今では業界の希
少な宝なのですが、同じ業界人によってコピー用のサンプルの
猿轡にされている現場をいくつも目撃することができます。

こうした状況を見るにつけ、建前ではファッションは個性が
生命だと言いつつ、デザインによる復活を叫ぶ繊維業界ですが、
本格的な知的財産権の取締が行なわれると困る業者は少なく
ないことを関係者はよく知っているはずだ。

残念ながら大手企業の危機感にも拘わらず、日本のテキ
スタイル業界には地道に優れたデザインを開発し、世界から
評価されるデザイン先進国を育てようとする情熱が欠けて
いるとしか思われません。これでは立派なデザイナーも
創造的なファッションも育つはずはないのですが、
実際はかえってこうした期待に逆行する問題が増
えているようです。

例えば、輸入によって市場が狭まった国内産地では、
今まで使わなかった素材に挑戦して差別化を計ろうと
していますが、皮肉にもそれが成功すればする程、
各産地が複合繊維という互によく似たテキスタイル
を生み出す結果となり、返って激しい産地間競争
をもたらす要因にもなっています。こうした傾向は
産地に限らず擦染業界でも問屋段階でも同じこと
だと思えます。

またCGの発達も伝統的な知的財産権の解釈に面倒な
問題を投げ掛けています。極端な言い方をすれば、
感性や創作力がなくてもCGやCAD機器の操作が
できれば、公知のデザインをデジタル化して再
構成して立派に通用する新しいデザインが
できるからです。このことは従来デザイン
保護の錦の御旗であった「新規な創造」の
法律上の定義が根底から揺らぎ始め、
新規な創作と模倣の区別が一層
難しくなったことを意味します。